

# 行政不服審査制度について

## ■ 行政不服審査制度の概要

行政不服審査制度は、「行政不服審査法」に基づき、行政庁の違法又は不当な処分等に関し、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とした制度です。

行政庁の処分等に対して不服を申し立てることを「審査請求」といいます。また、行政庁の処分に対してだけでなく、行政庁の不作为（法令等に基づいて申請をしたにもかかわらず何らの処分もされない場合）についても審査請求することができます。

## ■ 審査請求をすることができる人

- ・ 市長等の処分に対して、不服がある人
- ・ 法令に基づき市長等に対して申請をしたが、当該申請から相当の期間が経過しても、市長等から何らの処分がされない人

## ■ 審査請求をすることができる期間

処分についての審査請求は、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内にすることができます。

ただし、処分があった日の翌日から起算して1年が経過したときは、審査請求をすることができなくなります。（正当な理由があるときは認められる場合があります。）

不作为についての審査請求は、申請から相当な期間を経過しても処分がなされない場合であれば、いつでも請求できます。

## ■ 審査請求の手続

### ① 審査請求書の提出

審査請求は、法律に口頭でできる旨の定めがある場合を除き、必要な事項を記載した審査請求書を提出する必要があります。

審査請求書は、処分等の担当部署又は人材育成支援課に提出してください。

### ② 審査請求書の提出後の手続の流れ（市長に対する審査請求の場合）

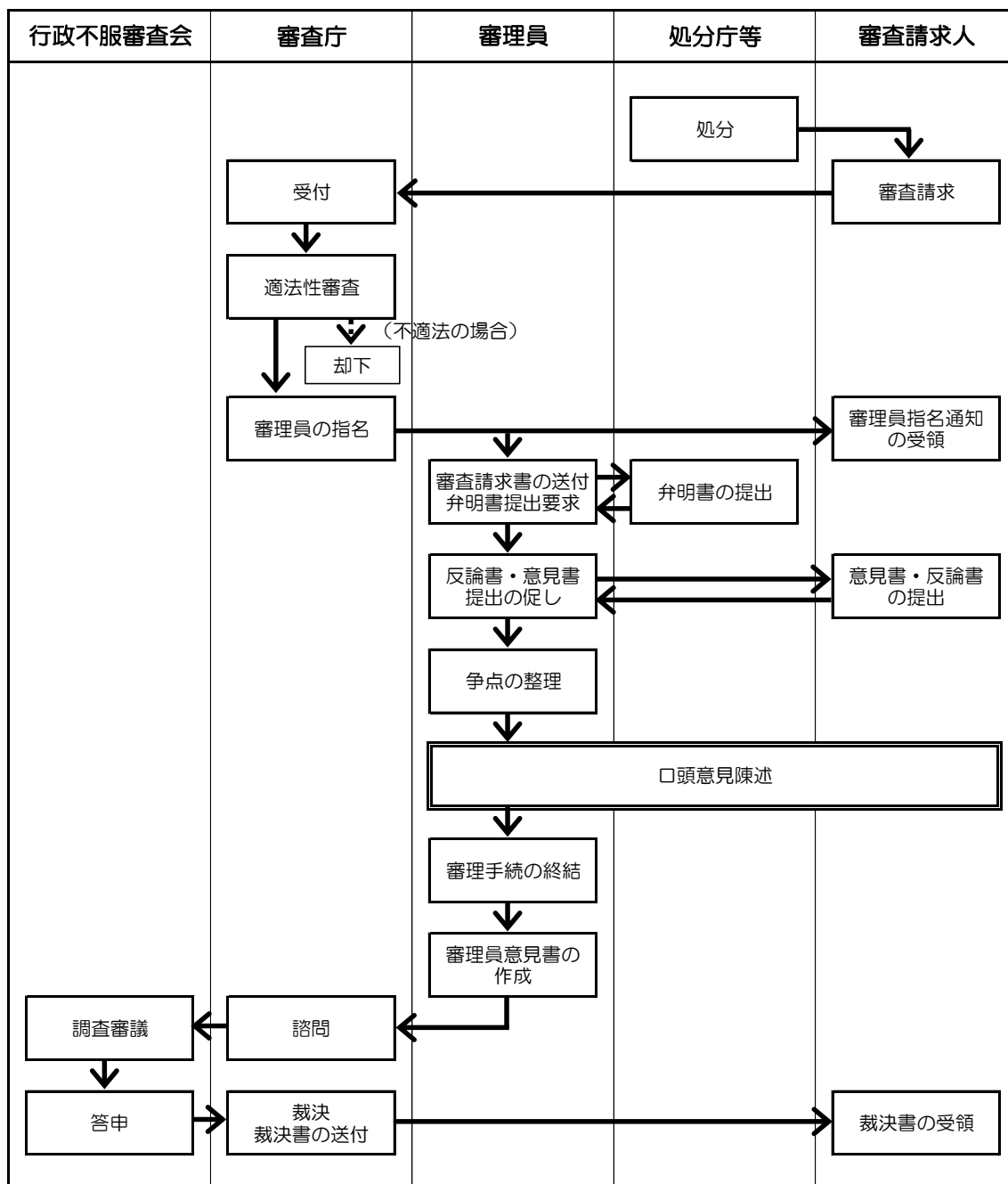
審査請求書が提出されると、審査請求の対象となる処分等に関わっていない職員から指名された審理員が、審理を行います。

審査請求人、処分等の担当部署ともに主張の機会が設けられ、それらを基に審理員は審査請求に対する意見書を作成します。

その意見書を、有識者により構成されるいわき市行政不服審査会に諮問し、答申を得た上で、裁決を行います。

※ 審査請求の一般的な審理手続の流れについては、裏面をご覧ください。

【いわき市長に審査請求した場合の一般的な審理手続の流れ】



○ 行政不服審査制度に関する問い合わせ先

- ・ いわき市における行政不服審査制度について  
総務部人材育成支援課行政管理係  
電話番号：0246-22-7407
- ・ いわき市から受けた処分に対する不服について  
当該処分をした担当部署にお問い合わせください。